

国際希少野生動植物種の登録について

国際希少野生動植物種 の占有者

種の保存法施行令別表第2の表2に掲げる種が対象。
(ワシントン条約附属書 に掲載されている種)

- 国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生動植物種。
- 輸出入、譲渡し等、陳列、広告が規制されています。



登録機関に登録の申請をして登録票の交付を受けることにより、譲渡し等、陳列、広告をすることができます(法第20条)。

登録の申請に必要なもの：申請書、登録する個体等の写真、登録する個体等の入手経緯を証明する書類(コピー) 等

* 登録を受けることができるのは、以下の場合に限られます。

【登録要件(施行令第4条)】

- 国内で繁殖した個体等
- 条約適用前に国内で取得した個体等
- 関税法の許可を受けて輸入された個体等

* 登録票の取扱いについて(法律第20条、21条、22条)

- 譲渡し等の際には、その個体等に係る登録票とともにしなければならない。
- 販売・頒布目的の陳列の際には、登録票を備え付けておかななければならない。
- 販売・頒布目的の広告の際には、登録を受けていること及び登録記号番号を表示しなければならない。
- 譲受け又は引取りをした者は、30日以内にその旨を届け出なければならない。
- 個体等の死亡等により占有しなくなった場合は、登録票を返納しなければならない。
- 氏名・住所に変更を生じた者は、30日以内にその旨を届け出なければならない。
- 個体等の区分に変更を生じた場合は、変更登録を受けることができる(受けない場合は登録票を返納しなければならない。)。 など

罰則について

- 偽りその他不正の手段により登録を受けた場合
1年以下の懲役又は100万円以下の罰金(法第58条第3号)
- 登録票の管理等の規定(備え付け、表示、返納等)に違反した場合
30万円以下の罰金(法第63条第6号) など

◆ 登録申請の手続きに関するお問い合わせは、一般財団法人自然環境研究センター
(電話:03-6659-6018)へお願いいたします。

◆ 種の保存法に関するお問い合わせは、環境省自然環境局野生生物課 条約法令係
(電話:03-3581-3351(内線6463))へお願いいたします。